

回 覧

令和6年6月28日

飼い犬および猫の適正飼養について（お願い）

【飼い犬について】

- 最近、町内で散歩している犬の『ふんの放置』による苦情や相談が多く寄せられています。町の環境美化条例では『飼い犬の所有者は、当該飼い犬が屋外においてふんを排泄した場合には、当該ふんを放置してはならない』と定めています。犬のふんの始末は飼い主の義務です。周辺的生活環境に配慮した飼い方を心がけましょう。
- 県条例により犬の放し飼いは禁止されています。夜間、早朝などに犬を放すこともいけません。飼い主の知らない間に、よそでいたずらをしたり人に危害を加えたりしているかもしれません。
散歩中に犬を放すと予期せぬ咬みつきや、交通事故に遭うこともありますので、必ず引き綱（リード）につなぐようお願いします。

【猫について】

町では、回覧文書や広報紙により、猫の適正飼養についてお願いしておりますが、依然として飼い主不明の猫による糞尿・嘔吐被害や家財の器物損壊、夜間の鳴き声などにより、迷惑しているといった情報が町に多数寄せられています。町の『阿見町動物の愛護及び管理に関する条例』では、猫を飼うときはなるべく屋内で飼うこと、不妊・去勢手術を行うこと、所有者が判明できる表示をすることを奨励することで、人と動物との調和のとれた共生社会の推進に取り組んでおります。

飼い主不明のお腹を空かせた猫に餌をあげたいと思う気持ちは大切です。しかし、不妊・去勢手術をせず、餌やりだけをして食べ残しやフンの掃除をしなければ近隣住民の迷惑となり、猫が嫌われる存在になってしまいます。

保護猫活動以外で、飼い主不明の猫に対して餌だけを無責任に与えることのないように、お願いいたします。

お問い合わせ先
阿見町役場町民生活部生活環境課
電話 029-888-1111 内線 174